

許可申請手続きに要する書類

(条例第9条、第12条第2項、第13条第1項、規則第3条、第6条、第7条)

下表の書類を、正本1部、副本1部提出する。

新規	更新	変更	書類	内容・留意事項
○			屋外広告物許可申請書 (規則様式第1号の4)	・記名押印又は自署が必要 ・法人よる申請の場合、代表者印が必要
	○		屋外広告物許可期間更新 申請書(規則様式第2号)	・記名押印又は自署が必要 ・法人よる申請の場合、代表者印が必要
		○	屋外広告物変更改造許可 申請書(規則様式第3号)	・記名押印又は自署が必要 ・法人よる申請の場合、代表者印が必要
○		○	案内図	・住宅地図等 ・(案)案内図板の設置場所、案内する事業所 等の場所がわかるもの ・(案)設置場所から案内先への経路、距離を 記入する ・(案)案内図を表示する方向を記入する
○		○	色彩及び意匠を表す図面	・仕様書及び設計図と兼ねても可 ・(変)変更前後を比較できるもの ・(案)案内表示部分を図示し、その面積と計 算式を記入する ・(案)写真、絵の部分を図示し、その面積と 計算式を記入する ・(案)地の色彩をマンセル値で記入する
△	△	△	使用承諾書又はその写し	△表示設置場所が他人の所有又は管理に属す る場合に提出する ・(更)(変)前回提出分が期限切れ等の場合 のみ ・使用承諾書、借地契約書、占用許可証等
○			表示設置場所の周辺の状況 を示すカラー写真	(案)隣接する看板との相互間距離が確保さ れていることが分かるもの (案)隣接して看板がある場合、相互間距離 を記入する
	○	○	広告物のカラー写真	・(更)申請前1月以内に撮影したもの ・(変)現状(変更前)の広告物の写真 ・(変・案)隣接する看板との相互間距離が確 保されていることが分かるもの
	○		屋外広告物点検報告書 (規則様式第2号の2)	・申請前3月以内に行ったもの ・堅ろうな広告物の場合、点検実施者は堅ろ うな広告物等の管理者 *不良な個所があり、補修されていない場合 は補修を指導する
△			堅ろうな広告物の管理者設 置届	△堅ろうな広告物の場合に提出する

(更)・・・更新申請時の留意事項

(変)・・・変更申請時の留意事項

(案)・・・案内図板許可申請時の留意事項

(変・案)・・・案内図板の変更申請時の留意事項